

**時間外手当**

**- ホワイトカラーエクゼンプションと現状 -**

ホワイトカラーエクゼンプションに関する議論が盛んです。ホワイトカラーエクゼンプションとは、労基法に基づく労働の時間規制をはずし、成果に応じて賃金を支払う制度のことで、米国で1938年に導入されました。一定要件を満たした管理職・運営職（プロジェクトリーダー等）専門職に適用されています。

当初は、経営者に近い高所得者に限られていましたが、現在はファストフードの副店長クラスにまで適用されているようです。

厚生労働省は、対象者の年収の下限を800万～900万円程度とする方向と伝えられています。

現行の労基法では、基本的には使用者は、労働者を週40時間、1日につき8時間以上労働させてはならず、その時間以上、労働させる場合には、労働者の代表との書面による協定（36協定）を結び、所轄労基署に届け出なければなりません。

そして、午後10時までの時間外労働に対しては、1時間あたりの基本賃金の25%の割増賃金、午後10時以降は、さらに25%の割増賃金を支払わなくてはなりません。結局、午後10時以降午前5時までは、150%増しの賃金の支払いが必要になります。さらに、休日に労働者を働かせた場合は、35%の割増賃金を支払うことになります。

また、36協定を結んだからと言って無制限に時間外、休日労働をさせても良いというわけではありません。

1週間15時間、年間360時間等の時間外労働に対する延長時間の規制、育児・介護休業法による規制等や、労働安全衛生法の改正により、長時間労働者に対する医師の面接指導等の義務付けもされました。

判例では、ファミリーレストランの店長に対して、残業代の支払いを命じています。（昭和61.7.30大阪地裁判決）

これからの労働関係法制がどうなっていくのか、大きな関心を持って見守っていきたいものです。

**新賃金制度導入の注意点**

**- H18.6 ノイズ研究所事件判決について -**

**年功序列型の賃金から成果主義賃金への変更**

事件は、賃金を一方的に引き下げたのは不当であるとして従業員が提訴したというものです。

一審では、成果主義賃金制度を導入することは合理的ではあるが、導入により賃金さがり、或いは実質的に降格となる労働者が生じる場合には影響を軽減・緩和させるための経過措置が必要とされているところ、代償措置（制度変更の1年目は差額に相当する調整手当を全額支払い、2年目は差額の50%を支払い、3年目はゼロとするもの）をとるが、その救済期間が2年間とはあまりに短く、労働者の不利益が大きく代償措置も不十分であるとして給与規程等の変更を無効としました。

これを不服として会社側は控訴しました。

**控訴審では合理性判断が逆転、会社側が勝訴**

東京高裁は、本件給与規程改正による新制度は職務内容と業績・能力評価による合理的な賃金原資配分に改める相当なものと判示し、代償措置については、柔軟性にかけるものの高度の必要性に基づく合理的措置であるとし、同じ代償措置の有効性判断において一審を覆しました。

**賃金制度変更の合理性の判断基準**

今回の二審判決では、成果主義賃金制度への変更は、賃金原資の総額を減少させるものではないこと、賃金原資の配分の仕方をより合理的にするためのものであること、昇格・昇給に平等な機会が与えられていることなどの理由により変更内容は合理的と判断されました。

賃金制度を成果主義的に変更することは可能ではありますが、不利益変更となる部分があるときには、賃金総額の前原資があまり変更しないこと、労働者全体から同意を得る努力をすること、代償措置を備えることが重要といえます。

なお、本件は労働者側が不服とし、最高裁に上告されています。



**「主眼」**

売を何のためにこんな商  
 売をしてのらう  
 これは中小企業経営者A  
 さんの愚痴でした。  
 Aさんは先代から商売  
 を引き継ぎ十五年来心  
 をこめて、資金繰り  
 に苦勞していました。  
 そのAさんが、会社の  
 存在理由や事業目的を見  
 直し、経営理念を新たに  
 樹立しました。  
 経営理念を作ると売上  
 目標や経営戦略も前向き  
 に考えられるようにな  
 り、経営成績も高まり  
 社員の労働意欲も高ま  
 りました。  
 一番の効果は、Aさん  
 の表情が明るくなり、リ  
 ーダーシップが発揮でき  
 るようになったことだ  
 です。今も資金繰りは大  
 変ですが、愚痴や不満な  
 度も表さず、仕事に打ち  
 込んでいます。

**【お詫び】**

一月号「年末調整」の  
 記載に誤りがございま  
 した。  
 与2段落目の2行目「給  
 与所得が2000万円超  
 の収入金額が2000給  
 円超」となっています。ご  
 迷惑をお掛けしました。申  
 訳ございませんでした。